
不正行為に対する受験禁止の措置

建設業法施行令第27条の9の規定に基づき、不正の手段による受験については、合格の取消し又はその受験を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

建設業法施行令第27条の9(抄)

- 第27条の9 国土交通大臣は、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。
- 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。
 - 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとするができる。

合格基準について

学科試験及び実地試験の別に応じて、次の基準以上の者を合格としますが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

- ・学科試験 得点が60%以上
- ・実地試験 得点が60%以上

技術検定試験の個人の成績の通知について

不合格者に対して不合格通知書にて成績を通知いたします。

○成績の通知は、学科試験及び実地試験の別に応じて以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

- ・学科試験 ○○問 正解
- ・実地試験 【評定】 A:合格(合格基準以上)
B:得点が40%以上合格基準未満
C:得点が40%未満

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

住所・氏名・本籍・受験地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、住所、氏名、本籍、受験地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※お電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先にしている場合で、自宅を転居した時等は届出不要)

注3 受験地を変更する場合

受験地等変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受験地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受験してください。

なお、試験日の5日前までに受験地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

注4 学科試験で受験地変更をした方の実地試験の受験地は、学科試験申込時の試験地に戻ります。実地試験の受験地も変更する場合は、改めて「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」を提出してください。